

経済産業省

2020産ガ安第6号
令和2年3月30日

一般社団法人全国LPガス協会
会長 秋元 耕一郎 殿

経済産業省産業保安グループ
ガス安全室長 月舘 実



パロマ工業株式会社による同社製ガス瞬間湯沸器の点検・回収等に関する調査に係る対応について

平成20年8月22日付け平成20・08・21原院第4号をもって要請したパロマ工業株式会社製ガス瞬間の点検・回収等に関する調査と協力については、毎月の調査件数等の報告を求めていたところ、点検・回収対象機種が発見件数の状況を鑑み、経済産業省への報告については終了とし、平成20年8月22日付け平成20・08・20原院第4号は廃止します。

他方、点検・回収対象機器の発見は液化石油ガス販売事業者の消費設備調査が契機となることを踏まえ、国民の安全を確保する観点から、下記の対応について改めて周知いたします。

記

1. 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく消費設備調査は、平成19年3月13日付け平成19・02・26原院第1号で定めた「強制排気式の燃焼機に係る具体的な調査方法について」に基づき実施すること。
2. 上記1. を含め、対象機種を発見した場合には、使用禁止の措置を講ずるとともに、その旨を速やかにパロマ工業株式会社に通知すること。また、需要家から対象機種の点検・回収要請等の際には、パロマ工業株式会社と緊密に連携し、迅速かつ適切な対応を行うこと。